

小川赤十字病院 登録医規程

(目的)

第1条 この規程は、地域一体となった患者支援の実現を目標に、小川赤十字病院と地域の医療機関が緊密な連携を保ち役割分担をしながら、良質な医療提供体制を確立するため、小川赤十字病院における登録医制度について定めるものである。

(登録、登録内容の変更、登録の辞退、登録の抹消)

第2条 登録医の登録、内容変更、辞退、抹消については次のとおりとする。

(1) 登録

別紙様式1「登録医申請書」により、小川赤十字病院長あて登録申請を行う。
登録医には、「小川赤十字病院登録医証」を交付するとともに、小川赤十字病院のホームページに、医療機関名、登録医氏名、所在地、電話番号を掲載する。

(2) 登録内容の変更

別紙様式2「登録内容変更届」を小川赤十字病院長あて提出する。

(3) 登録の辞退

別紙様式3「登録医辞退届」を小川赤十字病院長あて提出するとともに、「小川赤十字病院登録医証」を返却するものとする。

(4) 登録の抹消

小川赤十字病院長は、登録医に小川赤十字病院の諸規則に違反する行為があった場合、また、小川赤十字病院の登録医として相応しくないと認められた場合は、「医療連携委員会」に諮った上で、登録を抹消することができる。

(登録医の責務)

第3条 登録医は、紹介患者のためにできる限り小川赤十字病院に患者情報を提供し、患者に最適な医療が行われるよう努めなければならない。

3 登録医は、小川赤十字病院において知り得た紹介患者及びその家族などに関する個人情報について、守秘義務を負うものとする。

(患者の紹介及び逆紹介)

第5条 小川赤十字病院は、紹介患者について、診療及び入院を迅速に行うよう努めるものとする。

2 小川赤十字病院は、紹介患者に関する診療情報について、診療後、遅滞なく登録医に報告するものとする。

3 小川赤十字病院は、容態が安定した紹介患者について、原則として登録医に逆紹介

するものとする。また、それ以外の患者についても、登録医に紹介するよう努めるものとする。

(共同利用等)

第6条 登録医は、当院の図書室を利用できるものとする。

- 2 登録医は、病院主催の講演会等に、随時参加できるものとする。
- 3 登録医は、病院の高額医療機器を使用できるものとする。
- 4 登録医は、共同利用病床を利用することができる。

(規則の厳守)

第7条 登録医は、小川赤十字病院の方針及び諸規則を厳守し、小川赤十字病院長の指示に従うものとする。

(その他)

第9条 登録医制度の運用に関し、この規程に定めない事項並びに疑義が生じた事項については、病院と登録医が協議の上決定するものとする。

附則

この規程は、令和2年7月6日に制定し、同年9月1日から施行する。